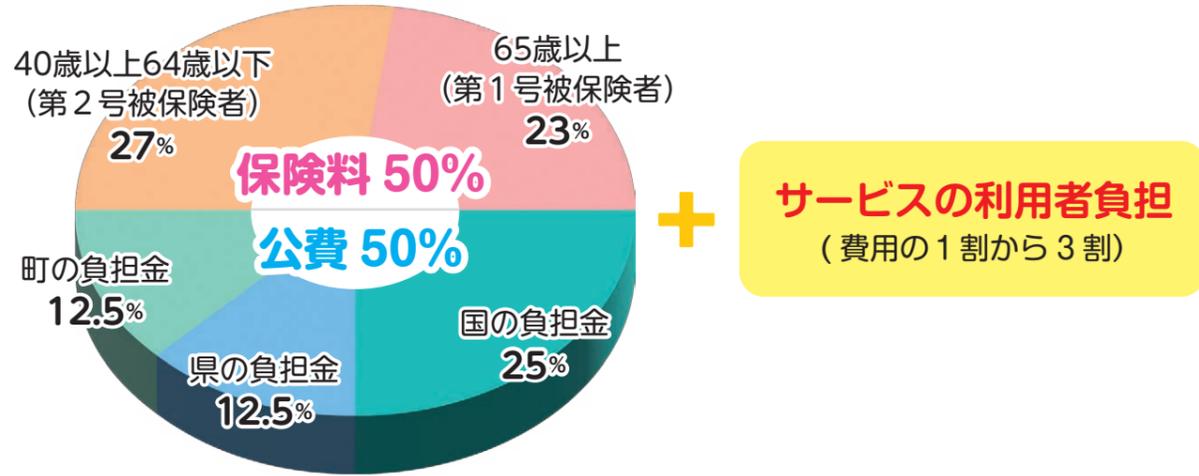


●介護保険料

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と国や自治体が負担する公費を財源として運営しています。

保険料は、制度を支える大切な財源です。必ず納めましょう。



理由なく保険料を納めない場合には

- 1年以上納めない場合** → 介護サービスを利用したとき、いったんサービス費用全額を支払っていただいたうえで、後日、本人の請求により保険給付分(費用の7割から9割)が支給されます。
- 1年6カ月以上納めない場合** → 払い戻しとなる給付費の一部又は全部を一時的に差し止められたり、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。
- 2年以上納めない場合** → 滞納した期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

保険料の減免制度

災害で著しい損害を受けたときや失業・倒産等で収入が一時的に著しく減少し、保険料を納めることが難しい場合には申請により減免されます。

★介護保険料のことで、分からないことがある場合は
役場町民課税務係(☎0258-78-2292)までお問い合わせください。

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳の人介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めていただきます。

国民健康保険に加入している方の場合

決め方 町の国民健康保険料の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。

$$\text{介護保険料} = \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{第2号被保険者の所得に応じて計算} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{世帯の第2号被保険者の数に応じて計算} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{平等割} \\ \text{第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{資産割} \\ \text{第2号被保険者の資産に応じて計算} \end{matrix}$$

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額を国庫が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決まります。

$$\text{介護保険料} = \begin{matrix} \text{給与(標準報酬月額)} \\ \text{および} \\ \text{賞与(標準賞与額)} \end{matrix} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与か徴収(天引き)されます。

介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者(国保や健康保険組合など)によって資格が確認されるので、届出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届出が必要になります。

- 国内に住所を持たない方
- 在留資格または在留見込み期間が3か月以下の外国人
- 身体障害者養護施設など適用除外施設の入所者

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

決め方 ●出雲崎町の介護サービスにかかる費用の総額に基づき、保険料の「基準額」が決定します。
●「基準額」をもとに、所得段階別の保険料が決まります。

納め方 ●保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収に分かれます。
●65歳の誕生日の前日の属する月から保険料を納めます。

年金が年額18万円以上(月額1万5,000円以上)の方は**特別徴収**で納めます。

特別徴収:年金の定期払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

(4月、6月、8月)⇒ **仮徴収**

介護保険料算定の基礎となる当年度の住民税課税状況や合計所得金額が確定していないため、前年度2月に特別徴収された人については、4月は2月と同じ額、6月と8月は前年度の住民税課税状況や合計所得金額をもとに仮算定された、概ね均等な額が徴収されます。

(10月、12月、2月)⇒ **本徴収**

当年度の住民税課税状況等の確定後、年間の保険料額が決定になります。年間の介護保険料額から仮徴収分を差し引いた額が、10月、12月、2月の3回に分けて徴収されます。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

年金が年額18万円未満(月額1万5,000円未満)の方は**普通徴収**で納めます。

普通徴収:納付書払いまたは口座振替で納付していただきます。

納付書払いの方:送付される納付書で納期限までに納めていただきます。

口座振替の方:指定口座から引き落としになります。

次の場合も普通徴収(納入通知書での支払い)となります。

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき

Q. 納付書払いから口座振替に変更するには?

A. 下記を持参のうえ、町指定の金融機関または役場窓口でお申し込みください。

- ① 保険料の納付書 ② 預貯金通帳 ③ 通帳の届出印

出雲崎町の令和6～令和8年度の介護保険料の**基準額72,000円(年額)**

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

段階	住民税課税状況	対象者	保険料(年額)
第1段階	—	生活保護受給者	20,500円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員 非課税	老齢福祉年金 ^(注1) 受給者	
第3段階		80万円以下	34,900円 (基準額×0.485)
第4段階		80万円超120万円以下	
第5段階	課税年金収入額 ^(注2) + 算定基準所得額 ^(注3)	120万円超	49,300円 (基準額×0.685)
第6段階		80万円以下	64,800円 (基準額×0.9)
第7段階	本人は非課税 世帯員が課税	80万円超	72,000円 (基準額)
第8段階		120万円未満	86,400円 (基準額×1.2)
第9段階	本人が課税	120万円以上210万円未満	93,600円 (基準額×1.3)
第10段階		210万円以上320万円未満	108,000円 (基準額×1.5)
第11段階		320万円以上420万円未満	122,400円 (基準額×1.7)
第12段階		420万円以上520万円未満	136,800円 (基準額×1.9)
第13段階		520万円以上620万円未満	151,200円 (基準額×2.1)
		620万円以上720万円未満	165,600円 (基準額×2.3)
		720万円以上	172,800円 (基準額×2.4)

(注1) 老齢福祉年金とは、大正5(1916)年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たした方が受けている年金です。
(注2) 課税年金収入額とは、公的年金のうち所得税や住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の収入金額のことです。
(注3) 算定基準所得額は以下の数式により算出された金額のことです。

◎本人が住民税非課税者の場合(介護保険料段階:第1～5段階)



◎本人が住民税課税者の場合(介護保険料段階:第6～13段階)



普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら

普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら